

介護老人保健施設サンヒルきよたけ

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション「約款」

第 1 条（約款の目的）

- ・ 介護老人保健施設サンヒルきよたけ（以下「当施設」という）は、要支援又は要介護者であって、主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むための支援を必要とする者（以下「利用者」という）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（以下「通所リハビリテーション」という）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

第 2 条（適用期間）

- ・ 本約款は、利用者が介護老人保健施設通所リハビリテーション利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得るものとします。

第 3 条（身元引受人）

- ・ 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合は、この限りではありません。

① 行為能力者（民法第 20 条第 1 項に定める行為能力者を言います。以下同じ。）であること。

② 弁済をする資力を有すること。

2 身元引受人は、利用者が本約款上、当施設に対して負担する一切の債務を、極度額 14 万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

3 身元引受人は、前項の責任の他、次の各号の責任を負います。

- ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するよう協力すること。
- ② 通所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の取引について、身元引受人とは別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。

4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合には、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間を定めて、その身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但し書の場合は、この限りではありません。

5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

第4条（利用者からの解除）

- ・ 利用者は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス計画又は介護予防サービス計画にかかわらず、本約款に基づく通所リハビリテーションを解除又は終了することができます。なお、この場合、利用者及び身元引受人は、速やかに担当の居宅介護支援専門員又は介護予防支援事業所等に連絡するものとします。

2 身元引受人も、前項と同様に通所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

3 利用者又は身元引受人が、正当な理由なく、利用日当日に利用中止を申し出た場合であって、当施設に現実には損害が生じたときは、当施設は、提供準備に要した実費

その他通常生ずべき損害の範囲内で、その負担を求めることができることができるものとしします。

第5条（当施設からの解除）

- ・ 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく通所リハビリテーションの利用を解除又は終了することができます。
 1. 利用者が要介護認定又は要支援認定において自立と認定された場合
 2. 利用者の居宅サービス計画又は介護予防サービス計画で定められた当該利用日数を満了した場合
 3. 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金の支払い期日までに支払わず、当施設が相当の期間を定めて督促したにもかかわらず、なお支払われない場合
 4. 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な通所リハビリテーションの提供が困難であると判断された場合
 5. 利用者又は身元引受人が、当施設、当施設職員又は他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
 6. 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。
 7. 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、利用させることができない場合
- ・ 当施設は、前項3から5までの規定により利用を解除しようとする場合には、利用者及び身元引受人に対し、解除理由を記載した書面により通知するとともに、

必要に応じて居宅介護支援専門員、介護予防支援事業者その他関係機関と連携し、利用者に不利益が生じないよう配慮するものとします。ただし、緊急かつやむを得ない場合は、この限りではありません。

第6条（利用料金）

- 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく通所リハビリテーションの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務を負います。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料を変更することがあります。
- 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を毎月10日までに発行し、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに、支払うものとします。なお、お支払方法は、当施設の窓口での支払い、銀行振込み、M-NET 利用による各金融機関からの口座引き落とし等があります。
- 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対して、領収書を発行します。
- 当施設は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより、利用料及び食費等の単価の変更を申し入れることがあります。
- 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく「別紙」を作成し、お互いに取り交わすものとします。
- 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、当施設に対し、文書で通知することにより、本契約を解約することができます。

第7条（サービス提供の記録）

- 当施設は、利用者に対する通所リハビリテーションの提供に関する記録を作成し、

その記録を利用終了後 5 年間は保管します。

- 利用者が、前項の記録の閲覧又は謄写を求めた場合には、当施設は、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- 身元引受人が、第 1 項の記録の閲覧又は謄写を求めた場合には、閲覧又は謄写を必要とする事情を確認して、当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧又は謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、この限りではありません。
- 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証責務の履行を請求するため必要な場合には、適用しません。
- 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第 1 項の記録の閲覧又は謄写を求めた場合には、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、この限りではありません。

第 8 条（身体の拘束等）

- 当施設は、原則として利用者に対して身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。但し、利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高く（切迫性）、身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がなく（非代替性）かつ、その行為が一時的なものである場合（一時性）に限り、施設長を含む当施設として慎重に判断したうえで、やむを得ずこれを行うことがあります。

この場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を診療録に記載するとともに、利用者及び身元引受人に対して速やかに説明し、情報を共有するものとします。

第9条（秘密保持等）

- ・ 当施設とその職員は、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、当施設、利用者及び身元引受人から、予め同意を得た上で行うこととします。
 1. 介護サービス利用のための市町村、居宅支援事業者、介護予防支援事業者その他の介護保険事業者への情報提供、又は適切な在宅療養のための医療機関への療養情報の提供
 2. 介護保健サービスの質の向上を目的とした学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合には、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
- ・ 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。

第10条（緊急時の対応）

- ・ 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合には、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- ・ 当施設は、通所リハビリテーション提供中に利用者の心身の状態が急変した場合、又は専門的な医学的対応が必要と判断した場合には、他の専門的医療機関を紹介します。
- ・ 前2項のほか、通所リハビリテーション利用中に利用者の心身の状況が急変した場合には、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

第11条（相談・苦情対応）

- ・ 当施設では皆様からの苦情・ご要望・ご意見に適切に対応する体制を整えています。詳細を別紙6に記載します。

1. 解決責任者 施設長 櫛橋 弘喜
窓口担当者 管理部支援相談室 支援相談員
2. 連絡先：TEL：0985-84-0333
3. 解決の方法
4. 当施設以外の相談・苦情窓口
宮崎市役所 福祉部 介護保険課
0985-21-1777 宮崎市橘通西1丁目1番地1
宮崎県国民健康保険団体連合会 介護保険事務局 苦情処理担当
0985-35-5301 宮崎市下原町231番地1

第12条（連携）

- ・ 当施設は、通所リハビリテーションの提供にあたり、居宅支援事業者、介護予防支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- ・ 当施設は、第4条に基づいて解約通知があった場合には、必要に応じて、事前に担当の介護支援専門員又は関係機関に連絡し、利用者に不利益が生じないように配慮します。

第13条（賠償責任）

- ・ 通所リハビリテーションの提供に伴って、当施設の責に帰すべき事由により利用者が損害を被った場合には、当施設は、利用者に対してその損害を賠償するものとし、ここでいう「当施設の責に帰すべき事由」とは当施設が法律上の賠償責任を負う場合をいい、具体的には、定員超過等の基準違反や、通所リハビリテーション計画書等に記されたサービスの提供義務違反によって利用者が損害を被った場合等をいいます。当施設は、賠償事故保障制度（全老健共済会）に加入しており、同制度に従って補償を行います。
- ・ 利用者の責に帰すべき事由により、当施設が損害を被った場合には、利用者及び

身元引受人は、連帯して、当施設に対してその損害を賠償するものとします。

第14条（本契約に定めない事項）

・この契約書に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

「重要事項説明書」

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションのご案内

1. 施設の概要

① 施設の名称等

施 設 名	介護老人保健施設サンヒルきよたけ
開 設 年 月 日	平成7年5月25日
所 在 地	〒889-1601 宮崎市清武町木原5886番地16
電 話 番 号	0985-84-0333
ファックス番号	0985-84-0700
管 理 者 名	施設長 医師 櫛橋 弘喜
介護保険指定番号	介護老人保健施設 4551580014号

② 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、医学的管理の下での看護・介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話など介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活ができるように援助し、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援することを目的とした施設です。さらに、家庭復帰の場合には、療養環境の調整など退所時の支援も行います。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいたうえでご利用ください。

「すべてを利用者の皆様のために」を目標に、利用者の日常生活上のお世話をすると共に、日常生活の自立度を高め、家庭での生活がより不自由なくできるように、医師による医学管理の下、看護サービス、介護サービス、機能訓練等を通して、利用者の家庭復帰に向けてのお手伝いをさせていただきます。医療・介護ケアを必要とする利用者に、明るく家庭的で、ぬくもりのあ

る雰囲気の中で接することができるよう、地域や家庭との結びつきを大切に
した運営に努めます。

③ 通所リハビリテーションの職員体制

医 師	1 名（兼務）	利用者に対する医学的管理及び施設の管理
看護職員	} 4.0 名以上	看護を通しての各種サービス
介護職員		介護を通しての各種サービス
支援相談員	1.0 名以上	利用者に対する各種支援及び相談業務
理学療法士	1.4 名以上	家庭復帰に向けて理学療法・作業療法を通 しての日常生活リハビリテーション
作業療法士	（兼務）	
管理栄養士	0.4 名（兼務）	利用者に対する栄養管理
事務職員	1 名以上（兼務）	施設の事務業務

④ 通所定員等

定 員	40 名／1 日（介護予防通所リハビリテーションを含む）
営業日	月曜日～金曜日・祝祭日（土日、年末年始は休み）
時 間	8 時 3 0 分～1 7 時 3 0 分
送 迎	宮崎市清武町内、大淀川以南、木花、赤江、 宮崎市田野町東部（JR 田野駅以南）が送迎エリアです。

2. サービス内容

- ① 通所リハビリテーション実施計画書の立案
- ② 介護予防通所リハビリテーション実施計画書の立案
- ③ 個別リハビリテーション計画の立案
- ④ 食事の提供

利用者の栄養状態、心身の状況並びに病状及び嗜好を定期的に把握し、それ
に基づき計画的な食事の提供を行います。食事は体調不良等特別な場合を除
き、食堂でとっていただきます。

昼 食 12時00分～13時00分

おやつ 15時00分～15時30分

⑤ 利用者が選定する特別な食事の提供

⑥ 入浴

利用者の心身の状況に応じて、入浴サービスの提供が困難な場合には、清拭等の代替サービスを提供します。

⑦ 医学的管理・看護

⑧ 介護

口腔機能維持・向上を目的とした口腔ケアを実施します。なお、歯ブラシ等の口腔ケア用品に関しては利用者負担とし、別途料金をいただきます。

⑨ 機能訓練（リハビリテーション・レクリエーション）

⑩ 相談援助サービス

⑪ その他

これらのサービスの中には、基本料金とは別に利用者から利用料金をいただくものがあります。別に利用料が発生するサービスに関しましては、個別に説明いたします。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の通り協力医療機関・協力歯科医療機関を定めています。

① 協力医療機関

名 称 迫田病院

住 所 宮崎市城ヶ崎3丁目2番地1

診療科目 外科・大腸肛門外科・消化器外科・内視鏡外科・胃腸外科
血管外科 内科・糖尿病内科・腎臓内科・内分泌・代謝内科
消化器内科・神経内科・血液内科・リハビリテーション科
放射線科

② 協力歯科医療機関

名 称	さきやま歯科医院
住 所	宮崎市大字熊野9957番地2
名 称	青山歯科医院
住 所	宮崎市本郷南方2040ー6

4. 施設利用に当たっての留意事項

① 緊急連絡について

緊急時は、同意書に記載された緊急連絡先に連絡させていただきます。

連絡先は2箇所以上お知らせください。

なお、この連絡先に連絡がつかない場合は、協力医療機関へ搬送させていただきますのでご了承ください。

② 飲酒・喫煙について

アルコール類の持ち込みは禁止します。アルコールは施設行事時に準備いたします。

喫煙は指定された場所をお願いします。また、疾病によっては施設長の判断で喫煙を禁止する場合もございます。ご了承ください。

③ 火気の取り扱いについて

施設内は火気の取り扱いは禁止します。また、喫煙に関しては前述の通りです。

④ 設備・備品について

設備や備品は、利用者皆さん共有のものです。大切に取扱いってください。

⑤ 所持品の持ち込みについて

所持品の持ち込みは必要最小限をお願いします。

すべての所持品に、ご記名をお願いします。ご記名ない物の紛失等については、当施設では責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

⑥ 貴重品・金銭の管理について

貴重品の持ち込みはお断りさせていただきます。

紛失・破損等について、当施設では一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

施設内には利用者が金銭を取り扱う場所がありませんので、金銭の持ち込みはお断りさせていただきます。

⑦ 食べ物の持ち込みについて

食中毒防止・衛生管理の観点から、「なまもの」の持ち込みを禁止いたします。

⑧ ペットの持ち込みについて

施設としての衛生管理の観点から、ペットの持ち込みは禁止します。

また、送迎などの際に、職員がご家庭のペットと接することがないように、ご配慮をお願いします。

利用者の中にはアレルギー体質の方もおられますので、ご協力をお願いします。

5. 非常災害対策

防災設備 自動火災報知器 緊急通報システム 消火器 消火栓 など

防災訓練 年2回以上実施

6. 禁止事項

多くの利用者に安心して療養生活を送っていただき、また、ご家族にも安心して当施設をご利用いただくため、当施設では以下の禁止事項を定めています。利用者又は身元引受人等がこれらに違反し、信頼関係を著しく損なう行為を行った場合には、約款第5条に基づき、サービスの利用の一時中止又は契約の解除を行うことがあります。

① 利用者・ご家族に対する営利行為・販売行為

② 利用者・ご家族に対する全ての勧誘行為

- ③ 利用者・ご家族に対する政治活動
- ④ 職員に対する暴言や脅迫、正当な理由のない過度な要求などのカスタマーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
- ⑤ 職員を含む利用者本人以外の写真や動画の撮影、また録音等をインターネット等に掲載

〈別紙2〉サンヒルきよたけ 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションについて

1. 介護保険証等の確認

お申し込みにあたり、利用希望者の介護保険証・健康保険証等を確認させていただきます。利用中は、毎月1回、当月初回利用時に確認させていただきます。

2. 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションに関する事項

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（以下「通所リハビリテーション」という）については、要支援者又は要介護者の在宅生活の継続を支援するため、居宅サービス又は介護予防サービス計画に基づき、当施設をご利用いただき、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るため提供されます。また、このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わる医師、理学療法士及び作業療法士その他通所リハビリテーションの提供に当たる看護職員・介護職員等の協議によって、通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーションが作成します。計画の作成にあたっては、利用者及び身元引受人の意向を踏まえ、その内容について説明のうえ同意をいただきます。

3. 実施内容

① 営業日

月曜日～金曜日 祝祭日

土日・年末年始（12月30日から1月3日）はお休みを頂きます。

② 営業時間

送迎（迎え） 8時30分～

施設内活動 9時30分～16時00分

送迎（送り） 15時35分～

③ 通常の事業の実施地域

宮崎市清武町内、大淀川以南、木花、赤江、
宮崎市田野町東部（JR 田野駅以南）

4. 通所リハビリテーション実施計画について

通所リハビリテーション利用者へは、「通所リハビリテーション実施計画書」を作成します。この「通所リハビリテーション実施計画書」とは、担当の介護支援専門員が作成した「居宅サービス計画書」に取り上げられている「サービスの内容」において、当施設が実施するケアについての計画書です。この「通所リハビリテーション実施計画書」は、利用者の同意が必要になります。作成毎に説明いたします。

5. 短期集中リハビリテーションについて

下記の条件にあたる方は、医師・理学療法士・作業療法士が提供するリハビリテーションの対象者です。

①厚生労働大臣の定める状態にある利用者

- 1) 身体の機能障害がある状態で、その他活動制限がある状態にあり、個別にリハビリテーションを行うことにより生活機能の改善が見込まれる状態
- 2) 廃用症候群により生活機能が低下している状態にあり、個別にリハビリテーションを行うことにより生活機能の改善が見込まれる状態
- 3) 上記、1) 2) に準ずる状態

②担当介護支援専門員が短期集中リハビリテーションをケアプランに組み入れた場合

- ③当施設の医師・看護師・理学療法士等が上記、１）の状態で機能訓練の必要があると判断した場合

6. 利用料金

利用料金の詳細は、別紙３をご覧ください。

7. 通所リハビリテーション利用にあたっての留意事項

① 送迎時間について

お迎えは 8 時 30 分から順次出発をし、帰りは 15 時 35 分から施設を順次出発します。自宅までの距離や身体状況を考慮して、送迎の順番を決めています。ご自宅への到着時間帯には、ご家族がいらっしゃるようご協力をお願いします。

② 欠席連絡について

お休みをされる場合は、当日であれば 8 時 00 分から 8 時 30 分までにお電話ください。

③ その他

飲酒・喫煙・火気の取り扱い・金銭の管理・ペットの持ち込み等については、別紙 1 の留意事項をご覧ください。

〈別紙３〉利用料金について

(令和８年６月１日改定)

項 目	料 金	内 容
通所リハビリテーション費（１割×１円、２割×２円、３割×３円※円記載がない箇所）		
要 介 護 １	７１５円	介護保険制度下では、要介護認定による要介護の程度及び利用時間によって利用料が異なります １日あたりの利用料の利用者負担分です ※理学療法士等体制強化加算（３０円） １時間以上２時間未満の利用時自動加算されます
要 介 護 ２	８５０円	
要 介 護 ３	９８１円	
要 介 護 ４	１,１３７円	
要 介 護 ５	１,２９０円	
入 浴 介 助 加 算 Ⅰ	４０円	入浴中自立支援のための見守りの支援を含む入浴介助を行った場合
入 浴 介 助 加 算 Ⅱ	６０円	医師等が利用者宅を訪問し、浴室における動作及び浴室環境を評価し、理学療法士等が作成した個別の入浴計画に基づき居宅の状況に近い環境にて入浴介助を行った場合
リハビリテーション マネジメント加算 11	５６０円/ 月	１月に１回以上リハビリ会議を実施し、介護支援専門員に対し情報提供した場合 （開始日から６月以内） 計画書作成に関与した理学療法士、作業療法士が説明し、同意を得るとともに内容について医師へ報告
リハビリテーション マネジメント加算 12	２４０円/月	３月に１回以上リハビリ会議を実施し、介護支援専門員に対し情報提供した場合 （同意日の属する月から６月以内）計画書作成に関与した理学療法士、作業療法士が説明し、同意を得るとともに内容について医師へ報告
リハビリテーション マネジメント加算 21	５９３円/月	１月に１回以上リハビリ会議を実施し、介護支援専門員に対し情報提供した場合 （同意日の属する月から６月以内） 計画書作成に関与した理学療法士、作業療法士が説明し、同意を得るとともに内容について医師へ報告。計画書等の内容等の情報を厚生労働省へ提出し、リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合

リハビリテーション マネジメント加算 22	273円/月	3月に1回以上リハビリ会議を実施し、介護支援専門員に対し情報提供した場合 (開始日から6月以降) 計画書作成に関与した理学療法士、作業療法士が説明し同意を得るとともに内容について医師へ報告計画書等の内容等の情報を厚生労働省へ提出しリハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合
リハビリテーション マネジメント加算 31	793円/月	事業所に管理栄養士1名以上配置し、利用者ごとに多職種が共同して栄養アセスメント及び口腔アセスメントを行う。言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員がその他の職種と共同して口腔の健康状態を評価し解決すべき課題の把握し必要に応じて通所リハ計画書の内容の情報等や利用者の口腔の健康状態に関する情報及び栄養状態に関する情報を相互に共有する
リハビリテーション マネジメント加算 32	473円/月	3月に1回以上リハビリ会議を実施し、介護支援専門員に対し情報提供した場合 (開始日から6月以降) 医師が説明する場合
リハビリテーション マネジメント加算 4	270円/月	リハマネジメント加算を算定した医師が利用者又その家族に対して説明し利用者の同意を得た場合
リハビリテーション提供体制加算	24円	リハビリテーション専門職の配置が人員に関する基準よりも手厚い体制を構築しサービスを提供している場合
サービス提供体制強化加算 I	22円	介護福祉士の資格取得者が介護職の70%を占める場合
短期集中個別リハ加算	110円	起算日(退院日・退所・認定日)から3月以内
認知症短期集中リハ加算 I	240円	認知症の方に対し集中的にリハビリを実施した場合(利用開始から3月間に限る・1週間に2日を限度)
認知症短期集中リハ加算 II	1,920円	認知症の方に対し集中的にリハビリを実施した場合(利用開始から3月間に限る・1月に4回以上)
生活行為向上リハ加算	1,250円	開始日から6月以内
若年性認知症受入加算	60円	若年性認知症の方が利用された場合
栄養改善加算	200円	栄養改善プログラムを提供した場合 栄養改善に当たって、必要に応じ居宅を訪問することも含まれる
口腔・栄養スクリーニング加算 I	20円	介護サービス事業者が口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、介護支援専門員に栄養状態に係る情報を文書で共有した場合 (6月に1回限度)

口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	5円	介護サービス事業者が口腔の健康状態と栄養状態のいずれかについて確認を行い、介護支援専門員に栄養状態に係る情報を文書で共有した場合（6月に1回限度）
口腔機能向上加算Ⅰ	150円	口腔機能向上のためのプログラムを提供した場合
口腔機能向上加算Ⅱ1	155円	口腔機能改善管理指導計画書等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合
口腔機能向上加算Ⅱ2	160円	上記の場合でリハビリテーションマネジメント加算3を算定していない場合
栄養アセスメント加算	50円	他職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、その結果を説明し、相談等に必要に応じて対応した場合 栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理に当たって、適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合
科学的介護推進体制加算	40円/月	ADL 値、栄養状態、口腔状態、認知症の症状、その他の利用者の心身の状態等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している場合
重度療養加算	100円	要介護 3・4・5の利用者で厚生労働大臣が定める状態にある利用者
退院時共同指導加算	600円	医療機関からの退院後に介護保険のリハビリテーションを行う際、事業所の理学療法士等が医療機関の退所前カンファレンスに参加し、共同指導を行う
移行支援加算	12円	通所リハビリテーション修了者のうち、通所介護等を実施した者の割合が、100分の3を超えている場合
送迎減算	-47円	送迎を行わない場合（片道）
介護職員等処遇改善加算Ⅱ2	所定単位数の111／1000加算	

その他の料金（1日あたりの利用料です）		
昼食代	550円	おやつ代を含む
日常生活用品	50円	石鹸、シャンプー、おしぼりなど
教養娯楽費	50円	レクリエーションで使用する折紙・粘土など材料費
文書料	1,000円	証明書など1通あたり（税別）
その他	実費	利用者等からの依頼による日常生活品 ※必要に応じて相談させていただきます

介護予防通所リハビリテーション費 (1割×1円、2割×2円、3割×3円※円記載がない箇所)		
要 支 援 1	2,268円	介護保険制度下では、要支援認定による要支援の程度によって利用料が異なります
要 支 援 2	4,228円	
栄養アセスメント加算	50円	他職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、その結果を説明し、相談等に必要に応じて対応した場合 栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理に当たって、適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合
栄 養 改 善 加 算	200円	栄養改善プログラムを提供した場合
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	20円	介護サービス事業者が口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、介護支援専門員に栄養状態に係る情報を文書で共有した場合 (6月に1回限度)
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	5円	介護サービス事業者が口腔の健康状態と栄養状態のいずれかについて確認を行い、介護支援専門員に栄養状態に係る情報を文書で共有した場合 (6月に1回限度)
科学的介護推進体制加算	40円	ADL 値、栄養状態、口腔状態、認知症の症状、その他の利用者の心身の状態等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している場合
サービス提供体制加算Ⅰ1	88円	介護福祉士の資格取得者が介護職の70%を占める場合
サービス提供体制加算Ⅰ2	176円	
若年性認知症受入加算	240円	若年性の認知症の方が利用された場合
生活行為向上リハ加算	562円	開始日から6月以内
利用開始日の属する月から12月超		要支援1の場合 120/月減算
		要支援2の場合 240/月減算
介護職員等処遇改善加算	所定単位数の111/1000加算	

その他の料金(1日あたりの利用料です)		
昼 食 代	550円	おやつ代を含む
日 常 生 活 用 品	50円	石鹸、シャンプー、おしぼりなど
教 養 娯 楽 費	50円	レクリエーションで使用する折紙・粘土など材料費

文 書 料	1, 000円	証明書など 1 通あたり (税別)
そ の 他	実 費	利用者等からの依頼による日常生活品 ※必要に応じて相談させていただきます

【その他事項】

通所リハビリテーションについて、状況に即した安定的なサービス提供を可能とする観点から、感染症や災害の影響により利用延人員数が減少した場合に、基本報酬への3%加算又は事業所規模別の報酬区分の決定に係る特例による評価が行われます。(3%加算)

○利用延人員数の減少が生じた月の利用延人員数が前年度の1月当たり平均利用延人員数から5%以上減少している場合に算定されます。

(規模区分の特例

○利用延人員数の減が生じた月の利用延人員数がより小さい事業所規模別の報酬区分の利用延人員数と同等となった場合に適用されます。)

お支払い方法

- ・ 毎月10日に、前月分の請求書を発行しますので、その月の月末までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・ お支払方法は当施設の窓口、あるいは銀行振込み、M-NET 利用での各金融機関からの口座引き落とし等があります。
- ・ 月曜～金曜日（祝祭日は除く）8時30分から17時30分に当施設事務所へお支払いいただくか、送迎職員にお渡しください。
その際、封筒に金額を明記し、ホッチキス等で封をしてお渡しください。
- ・ 土曜日は8時30分～12時30分までに当施設の事務所窓口にお支払いください。

〈別紙4〉診療（介護）情報の提供及び個人情報の保護に関するお知らせ

当施設は利用者の皆様への説明と納得に基づく介護（インフォームドコンセント）及び個人情報の保護に積極的に取り組んでおります。

医療（介護）情報の提供・開示

ご自身の病状やケアについて質問や不安がおありになる場合、遠慮なく、当施設医師、または「個人情報相談窓口」に開示をお申し出ください。その際、開示・謄写に必要な実費をいただきます。ご了承ください。なお、この場合、特別な手続きは必要ありません。

個人情報の内容訂正・利用停止

個人情報とは、氏名・住所等、特定の個人を想定できる情報をいいます。当施設が保有する個人情報（診療記録等）について、事実と異なる内容があるとお考えになる場合には、内容の訂正又は利用停止を求めることができます。ご希望の場合は、直接、医師又は相談窓口へお申し付けください。内容を確認のうえ、適切に対応します。

個人情報の利用目的

個人情報は、法令に基づく場合その他正当な理由がある場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて利用いたしません。

当施設では、介護サービスの提供のために利用するほか、施設運営、職員教育、法令上の義務の履行、他の医療・介護・福祉施設との連携、外部機関による施設評価、研究会や出版等のために個人情報を使用する場合があります。詳細は別紙4に記載します。

当施設は医療・介護・リハビリテーションの養成機関（大学・専門学校等）や、国

際交流の研修施設に指定されており、研修のために学生・研修生が、診療・介護に同席する場合があります。

ご希望の確認と変更

施設利用申し込み、療養給付・保険証の確認等、緊急を要する内容について、利用者に連絡させていただく場合があります。

個人情報保護の観点から、電話による在籍確認のお問い合わせには、原則としてお答えしておりません。なお、面会者への案内方法についてご希望がある場合には、あらかじめ当施設までお申しください。

〈別紙5〉 通常の業務で想定される個人情報の利用目的

介護の提供に必要な利用目的

1. 当施設での利用

- ① 当施設で提供する介護
- ② 介護保険事務
- ③ 利用者に係る管理運営業務のうち
 - ・ 入退所等の居室管理や居室前の名札
 - ・ 会計、経理
 - ・ サービスの質の向上、安全確保、医療・介護事故等の分析や報告

2. 他事業者への情報提供

- ① 当事業所が提供する医療・介護のうち、他の医療機関、施設、居宅サービス事業者等との連携
- ② 利用者への介護に関して、専門医等に意見を求める場合
- ③ 他の医療機関、施設からの照会への回答
- ④ ご家族・キーパーソン・身元引受人への状態説明

3. 他事業者から委託を受けて健康診断を行った場合の結果の報告

4. 医師賠償責任保険等に係る、医療・介護の団体、保険会社等への相談や報告等

上記以外の利用目的

1. 当施設での利用

- ① 医療機関、介護施設等の管理運営業務のうち、
 - ・ 医療、介護

- ・ 医師、看護師、介護福祉士、理学療法士、栄養士、医療事務等の施設実習への協力

② ケース検討や研究、関係機関が主催する研究大会への症例発表

③ 介護経過及び、満足度調査や業務改善のためのアンケート調査

④ 施設行事等の写真又は動画を、ホームページ、SNS、広報誌、施設内掲示物等へ掲載する場合は、利用者本人又は身元引受人の個別の同意を得た場合に限ります。なお、同意されない場合であっても、サービス利用に不利益が生じることはありません。

2. 学会、専門誌等への発表

特定の利用者・関係者の症状や事例に関する学会、研究会、専門誌等での報告は、氏名・生年月日・住所等を消去することで匿名化します。匿名化が困難な場合は、本人の同意を得ます。

3. 外部監査機関への情報提供

利用者が意識不明の状態や重度の認知症の場合は、本人の同意を得ずにご家族の了解を頂きます。なお、本人の意識が回復した際には、速やかに提供及び取得した個人情報の内容とその相手について本人に説明すると共に、本人からの申し出があった場合、取得した個人情報の内容の訂正に応じます。

〈別紙6〉 苦情処理に関する各関係機関の連携

